

様式第 1 (別紙 2)

誓約書

私は、下記 1 について誓約するとともに、下記 2 及び 3 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことについて誓約します。

この誓約が虚偽であること、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助金の申請について

- (1) 栃木県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じる。
- (2) 申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、補助金返還に加え、補助金受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95%の割合で計算した加算金を支払う。

2 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（栃木県暴力団排除条例（平成 22 年栃木県条例第 30 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 補助事業者として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

栃木県知事

様

令和 3 (2021) 年 6 月 18 日

住所（又は所在地） 宇都宮市埴田 1-1-20

名称 株式会社とちまる製菓 代表取締役 栃木 太郎

※ 添付書類：役員等名簿（役員または個人（個人事業の場合）の氏名・住所を記載してください）